

千葉県水道局告示第 5 号

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定により、下記の者を千葉県水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉県水道局指定給水装置工事事業者規程第 5 条第 1 号の規定により告示します。

令和 3 年 3 月 30 日

千葉市長 神 谷 俊 一

所在地	千葉県鎌ヶ谷市東初富二丁目 6 番 6 - 5 号
商号	株式会社新栄ライフ
代表者	代表取締役 中台 勝義
指定年月日	令和 3 年 3 月 3 日
指定番号	第 4 7 7 号